

議事要旨(4) 収益認識に関する包括的な会計基準の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、収益認識に関する包括的な会計基準の検討に関する審議を行う旨が説明された。その後、川西ディレクターより、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

【論点 7】 返品権付き販売

課題 1: IFRS 第 15 号における取扱いが現在の日本基準における実務と異なる場合、どの程度実務を考慮した対応を図るかについて

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - IFRS 第 15 号の表現を見直したのものには、返品権付き販売の定義が含まれていないが、IFRS 第 15 号が想定するものと異ならないように返品権付き販売の対象範囲を明確にする必要があると考えられる。
 - IFRS 第 15 号における返品権付き販売が対象である場合には、影響が特定の業種に限定され、表示のみの問題であれば、特段の対応は必要ではないのではないかと。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 返品金額に重要性があり、返品調整引当金を計上している業種に影響があると考えられる。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 現在の実務における返品調整引当金の金額規模により、手当を行うかどうかを検討することが考えられる。実務における金額規模が大きくないとしても個々の企業にとって重要性のあるケースが多い場合には、手当を行うことも考えられるのではないかと。
 - 返品については特定の業種に影響が集中しているものと考えられる。財務諸表や対応する場合のコストに極めて大きな影響を及ぼす場合には、業種の実態に応じて対応を考えるべきではないかと。また、当面の間、税務上の対応がなされないのであれば、一時的に選択適用を認めるという方法も検討することが考えられるのではないかと。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 日本基準において、返品調整引当金を計上している企業が問題となる可能性があり、返品が多い業種では、影響が大きい企業があると考えられる。
- 対応方法としては、国際的な比較可能性を考慮し、IFRS 第 15 号の内容を適用する

方法と、現行の実務との差を考慮して何らかの対応を行う方法があるが、専門委員会においてもこの点については意見が分かれており、引き続き検討が必要であると考えている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 返品権付き販売について、日本基準において収益認識される金額の方が客観性があると考えられ、少なくとも日本基準における実務における会計処理を禁止することはないのではないか。また、日本基準における実務と IFRS 第 15 号について会計方針の選択として両方の取扱いを認めても、大きな不整合が生じる懸念はないのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 両方の取扱いを認めたとしても、比較可能性が損なわれるほどの重要な不整合が生じる可能性は高くないと考えられる。一方で、企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で収益を認識するというのが IFRS 第 15 号の原則であるため、IFRS 第 15 号との整合性をどれだけ保つかという観点も含めた検討が必要となると考えられる。

【論点 6】 変動対価

会計基準等の文章に関する様式について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 変動対価の見積方法については企業会計基準適用指針に含めることが提案されており、変動対価の見積りの制限については企業会計基準に含めることが提案されているが、どちらが上位概念なのかを整理したうえで検討を行わないと規定の意味が変わってくる可能性があるのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 記載場所を企業会計基準とするのか、企業会計基準適用指針とするのかについては、今後内容を整理して見直す。

課題 3： 変動対価の当初取引時の見積りの困難性について対応を図るかについて

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 対価が変動することは明白である場合に、それを反映しない会計処理を認めるという対応方法については懸念があるが、変動対価が収益の増額方向の場合にのみ見積りを行わないことを許容するという対応方法は大きな問題にはならないのではないか。日本基準においては、合理的に見積もることができないという理由で、収益及び費用について適切な認識ができない可能性があると考えられる。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額という取引価格の定義に従って、収益認識金額を一律に算定すべきであるとした場合には、仮に見積りの不確実性が高くなったとしても、原則に従うべきであるということが出発点となる。
- 現行の日本基準における実務では、変動対価が収益の減額方向の場合には引当金が計上されている一方、増額方向の場合には見積りが行われていない可能性があるが、財務諸表利用者に与える影響がそれほど大きくないかが論点であると考えられる。

- ある委員より、次のコメントがあった。

- 収益の減額方向の場合に引当金を計上するという議論があるが、増額方向の場合も併せて対応しないと会計操作に使われる可能性があるのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 仮価格に基づく取引においては、一定の見積りがなされた建値が当初用いられていると考えられるが、価格変動の大きい取引では、建値との乖離が激しい場合も考えられ、当該取引についての対応は、リポートに比して難しい検討が必要となると考えられる。

- ある委員より、次のコメントがあった。

- 変動対価の見積りの制限については、収益認識の減額方向を志向しているものと考えられ、収益が増額される可能性がある場合には、増額が確定してから認識するという考え方なのか明確ではないのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- IFRS 第 15 号では、変動対価の見積りの制限は、下方修正の可能性に焦点を置いた収益の制限を目的とすべきとの財務諸表利用者からの意見に対応したものとされている。

以 上